

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 広島外科整形外科医院
- ①  財団 ■ 社団 (  出資持分なし ■ 出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人 ■ その他  
③  基金制度採用 ■ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1番27号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成5年3月31日
- (4) 設立登記年月日 平成5年4月19日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	西賀 隆夫	管理者
理 事	西賀 厚子	
同	西賀 雅隆	
同	西賀 絵理佳	
同	西賀 琢真	
監 事	片岡 則子	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 広島外科整形 外科医院	2510500578	滋賀県東近江市八日市 東浜町 1番27号	一般病床 0床 療養病床 0床 〔医療保険 0床〕 〔介護保険 0床〕

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について  
は、その旨を施設の名称の下に【　】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の  
それぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

- 令和5年5月30日 令和4年度決算の決定  
令和6年3月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式2

法人名 医療法人社団 広島外科整形外科医院  
 所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1番27号

※医療法人整理番号

財 產 目 錄  
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 領	250,947 千円
2. 負 債 領	44,796 千円
3. 純 資 産 領	206,151 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金額
A 流動資産	214,636
B 固定資産	36,311
C 資産合計 (A+B)	250,947
D 負債合計	44,796
E 純資産 (C-D)	206,151

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 広島外科整形外科医院  
 所在地 所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1番27号

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	214,636	I 流動負債	44,796
II 固定資産	36,311	II 固定負債	0
1 有形固定資産	11,168	負債合計	44,796
2 無形固定資産	578	純資産の部	
3 その他の資産	24,565	科 目	金 額
		I 資本金	16,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	190,151
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	206,151
資産合計	250,947	負債・純資産合計	250,947

法人名 医療法人社団 広島外科整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1番27号

損 益 計 算 書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	234,337
2 事業費用	211,306
本来業務事業利益	23,031
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	23,031
II 事業外収益	11,700
III 事業外費用	164
経常利益	34,567
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	34,567
法人税等	8,171
当期純利益	26,396

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 有限会社 ヒロシマ  
 所在地 滋賀県東近江市八日市東浜町1-27

※医療法人整理番号 \_\_\_\_\_

### 関係事業者との取引の状況に関する報告書

#### (1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額(千円)	事業内容	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
医療法人の役員が近親者である法人			216,930	不動産賃貸業	不動産の賃借	賃借料の支払い	23,388	賃借料	0

#### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

1. 当法人理事長西賀隆夫の義母が代表取締役である法人。
2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

#### (2)個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

#### (取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 広島外科整形外科医院

理事長 西賀 隆夫 殿

私（注1）は、医療法人社団広島外科整形外科医院の令和5年会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月31日

医療法人社団 広島外科整形外科医院

監事 片岡 則子

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。